

鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例の
一部を改正する条例（案）要綱

1 改正する目的

地方公務員等共済組合法の一部改正に伴い、関係条例について所要の整理を行うためである。

2 改正する内容

互助会による福祉制度の適用対象外となる者を定めること。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

鳥取県東部広域行政管理組合職員の福祉制度に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の適用を受ける職員をいう。ただし、地方公務員法<u>第22条の2第1項第1号及び第2号</u>に規定する職員、<u>同法第28条の5第1項に規定する職員、臨時的任用職員</u>（同法第22条の3第4項の規定に基づき臨時的に任用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された職員及び鳥取県東部広域行政管理組合職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年鳥取県東部広域行政管理組合条例第2号）第2条の規定により準用する鳥取市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年鳥取市条例第17号）第9条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された職員）<u>及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定に基づき任期を定めて任用された職員</u>を除く。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の適用を受ける職員をいう。ただし、地方公務員法<u>第22条の2第1項第2号</u>に規定する職員<u>及び臨時的任用職員</u> _____（同法第22条の3第4項の規定に基づき臨時的に任用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された職員及び鳥取県東部広域行政管理組合職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年鳥取県東部広域行政管理組合条例第2号）第2条の規定により準用する鳥取市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年鳥取市条例第17号）第9条第1項第2号の規定に基づき臨時的に任用された職員） _____ _____ _____ _____を除く。</p>